第４講　2025年度 試作問題 第4問

第４問　日本史探究の授業で，中世社会における様々な権力と，それらによる対立・紛争の解決方法について，Ａ班とＢ班に分かれて，資料を基に追究した。次の文章Ａ・Ｂを読み，後の問い（**問１～５**）に答えよ。（資料には，省略したり，改めたりしたところがある。）（配点　15）

Ａ　Ａ班では，授業での発表に向けて，中世における新しい権力の登場を示す資料や，対立・紛争の解決方法に関わる資料を準備し，班内で話し合った。

資料１　『天狗草紙』

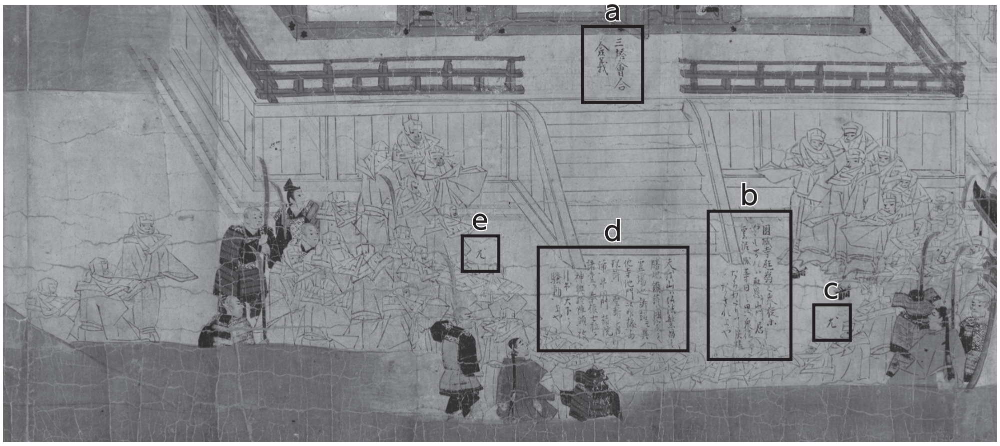

（CalBase）
編集部追記：編集の都合により代替写真に差し替えております。

資料２　御成敗式目23条

一　女人養子の事

右，法意（注１）の如(ごと)くんば之(これ)を許さずと雖(いえど)も，大将家の御時以来，当世に至るまで，其(そ)の子無きの女人ら，所領を養子に譲与する事，不易(ふえき)（注２）の法，勝計(しょうけい)すべからず（注３）。加之(しかのみならず)，都鄙の例，先蹤(せんしょう)（注４）惟(こ)れ多し。評議の処，尤(もっと)も信用に足るか。

（注１）法意：朝廷の法律家による法解釈。　（注２）不易：変わらないこと。

（注３）勝計すべからず：数え切れない。　（注４）先蹤：先例。

資料３　北条泰時書状

この式目はただ仮名（かな）を知れる者の世間に多く候如く，あまねく人に心得やすからせんために，武家の人へのはからひのためばかりに候。これによりて京都の御沙汰，律令のおきて聊（いささか）もあらたまるべきにあらず候也。

高　木：**資料１**は，鎌倉時代の絵だよ。**a**の部分に，比叡山延暦寺の僧侶たちによる合議の場面であると書いてあるね。

井　澤：覆面姿で，輪を作って集まっているね。鎧（よろい）や甲（かぶと）を身に着けた人たちもいる。まさに，［ア］と呼ばれる人たちを描いた絵なんだね。

菊　田：**b**の部分では，自分たち延暦寺と対等の立場に立とうとしている園城寺を非難しているよ。

高　木：**d**の部分では，「私たちの山は，仏法が栄えている地勢の優れた地であり，［イ］の霊場です。」と言っているね。そして，訴訟の際には道理によらないことを主張しても認められるとして，「もし朝廷の判決が滞った場合には，神輿を内裏周辺まで担ぎ込もう」と言っているよ。

菊　田：**c**と**e**の部分では，**b**や**d**の意見に賛成して「尤（もっとも）」と言っている。

井　澤：訴訟の準備の様子を描いた絵なんだね。自分たちの寺を国家の安泰を祈る「［イ］の霊場」と述べている点に，古代との連続性を感じるよ。

菊　田：それでも，**d**のような主張をしている点は，中世ならではの新しい動きだよね。僧侶の中に，［ア］のような武装した人々が含まれているところも，中世ならではだと思うよ。

高　木：中世ならではの新しい動きといえば，私が見つけてきた**資料２**も，武家が新たに法を定めていることを示している点で重要だと思うよ。

井　澤：でも，冒頭部分に，わざわざ朝廷の法律家の解釈に配慮するような文章があるのは，少し気になるなあ。

高　木：なので，幕府の法令がどのような方針で定められたのかを考えるために，もう一つ，**資料３**を用意してみたよ。

菊　田：中世の法や訴訟を取り巻く環境は，なかなか複雑なんだね。発表するときは，教室のみんなが混乱しないよう整理して発表しよう。

問１　文章中の空欄 ア ・ イ に入る語句の組合せとして正しいものを，次の①～④のうちから一つ選べ。 20

① **ア** ― 僧　兵　　　**イ** ― 鎮護国家

② **ア** ― 僧　兵　　　**イ** ― 立正安国

③ **ア** ― 法華宗徒　　**イ** ― 鎮護国家

④ **ア** ― 法華宗徒　　**イ** ― 立正安国

問２　**資料２**に関して説明した次の文**あ**～**え**について，正しいものの組合せを，後の①～④のうちから一つ選べ。 21

あ　朝廷が定めていた法の内容を，幕府の法として制定した。

い　朝廷が定めていた法とは異なる内容を，幕府の法として制定した。

う　女性が養子を取って所領を譲る先例はなかった。

え　子供のいない女性が養子を取り，その養子に所領を譲ることを認めた。

①　**あ・う**　　②　**あ・え**　　③　**い・う**　　④　**い・え**

問３　**資料１～３**に関連して，新しい権力が台頭した中世社会のあり方について述べた文として**誤っているもの**を，次の①～④のうちから一つ選べ。 22

①　寺院が朝廷に対し訴訟をする際には，強訴も行われたため，朝廷は，武士の力を借りてこれに対応した。

②　鎌倉幕府成立後も，幕府に属さない武士が公家に組織されていたり，武装した僧侶が寺院に組織されていたりした。

③　鎌倉幕府が御成敗式目を定めたことによって，律令をはじめとする朝廷の法は効力を失い，朝廷が裁判を行うこともなくなった。

④　荘園支配をめぐって地頭と争う際には，公家や寺社などの荘園領主も鎌倉幕府に訴訟を提起した。

B　Ｂ班では，人々が対立・紛争を解決し秩序を構築するためにどのようなことを行ったかについて発表するため，資料を集めて先生に相談した。

資料４　1373 年５月６日　松浦党一揆契状写

一　この一揆の構成員の中で所領支配に関する合戦を始めとする紛争が発生した時は，話し合いを行い，賛同者の多い意見によって取り計らう。

一　この一揆の構成員の中で裁判を行う時は，兄弟・叔父甥(おい)・縁者・他人にかかわらず，道理・非儀についての意見を率直に述べるべきである。

先　生：みなさんが見つけてきた資料は，多くの人々が紛争の解決や秩序の構築のための方法について取り決め，それを守ることを連名で誓約した文書ですね。

鈴　木：**資料４**は<u>ⓐ国人の一揆</u>が作成したものです。国人は居住している所領の支配を強化した武士で，鎌倉時代の地頭の子孫も多く含まれていました。戦国時代の資料には，紛争解決について「同輩中での喧嘩については，殿様の御下知・御裁判に違背してはならない」と記されたものもありました。

鄭　　：**資料４**も戦国時代の資料も同じように多くの人々が紛争の解決方法について誓約していますが，南北朝時代と戦国時代とでは，紛争解決の方法が変化しているようです。権力のあり方が変化しているのではないかと思います。

先　生：時代の変化が捉えられそうですね。実際の紛争解決の事例も探してみるとよいと思います。

問４　**資料４**及び下線部ⓐに関して説明した次の文**あ**～**え**について，正しいものの組合せを，後の①～④のうちから一つ選べ。 23

あ　国人の一揆は自立性が強く，守護の支配に抵抗することもあった。
い　一揆内部での話し合いの結論は，年長者の意見によって決定された。
う　構成員間での紛争は，一揆外部の権力に依存して解決しようとした。
え　裁判の際は，個人的な人間関係によらない公正な態度が求められた。

①　**あ・う**　　②　**あ・え**　　③　**い・う**　　④　**い・え**

問５　Ｂ班ではさらに調査を行い，中世後半から近世への権力の変化についてまとめた。そのまとめの文章として**誤っているもの**を，次の①～④のうちから一つ選べ。 24

①　戦国大名の中には，法を定めて，当事者同士の私闘による紛争解決を禁止しようとするものも現れた。
②　戦国大名は，国力を増し軍事力を強化するため，領国内の産業の発展に努めた。
③　全国の統一を進めた織豊政権は，戦国大名だけでなく，寺社勢力をも従えていった。
④　戦国大名がキリスト教を警戒して海外との交流を禁じたことが，江戸時代のキリスト教禁止につながっていった。

第４講　2025年度 試作問題 第４問　解答

(全大問合計で 100 点満点)

問題番号(配点)	設　問	解答番号	正　解	配　点
第４問 (15)	1	20	1	3
	2	21	4	3
	3	22	3	3
	4	23	2	3
	5	24	4	3